

令和 6 事業年度

流行初期医療確保措置特別会計

(添付書類)

事業報告書

決算報告書

社会保険診療報酬支払基金

令和 6 事業年度
事業報告書

令和6事業年度流行初期医療確保措置関係業務 事業報告書

1. 流行初期医療確保措置関係業務の概要

(1) 事業内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の定めるところにより、次の業務を行うこと。

- ア 保険者等から流行初期医療確保拠出金等を徴収すること。
- イ 都道府県に対し、流行初期医療確保交付金を交付すること。
- ウ 都道府県知事から委託された流行初期医療確保措置に係る事務を行うこと。
- エ 都道府県から委託された返納金の返納に係る事務及び保険者等への還付に係る事務並びに流行初期医療の確保に要する費用の返還に係る事務を行うこと。
- オ 前記アからエの業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 職員の定数及びその前事業年度末との比較

本特別会計による職員の定数はない。

(3) 沿革

年 月	事業内容の沿革
令和6年4月	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく流行初期医療確保措置関係業務を開始した。

(4) 設立の根拠

社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）

(5) 流行初期医療確保措置関係業務を行う根拠となる法律

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

(6) 主管省庁名

厚生労働省

2. 役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴
本特別会計による役員定数はない。

3. その事業年度の事業の実施状況

(1) 令和6事業年度の事業計画の実施の結果

ア 都道府県事務費の徴収

令和6事業年度における都道府県事務費の予定額は

48,524 千円

であって、これに対する決定額は

48,524 千円

であった。

この決定額に対し収入済額は

48,524 千円

であって、年度内に全額が収入となった。

イ 流行初期医療の確保に要する費用の支給

令和6事業年度における対象医療機関に対する流行初期医療の確保に要する費用の支給はなかった。

(2) 令和6事業年度の資金計画の実施の結果

令和6事業年度における資金計画は、収入及び支出とも

48,525 千円

を予定したが、収入済額及び支出済額はともに

48,524 千円

であって、差し引き

1 千円

減少した。

なお、資金計画の実施状況の明細は、次表のとおりである。

資 金 計 画 実 績 表

[流行初期医療確保措置勘定]

区 分	支			出			収 入		
	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比 較 増 減 額 (B - A)	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比 較 増 減 額 (B - A)	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比 較 増 減 額 (B - A)
事 務 取 扱 費	千円 —	千円 772	千円 772	千円 —	千円 772	千円 —	千円 48,524	千円 48,524	千円 —
管 理 諸 費	—	772	772	—	772	—	—	—	△ 1
翌年度への繰越金	48,525	47,751	△ 773	48,525	—	—	—	—	—
合 計	48,525	48,524	△ 1	48,525	48,524	△ 1	48,525	48,524	△ 1

(3) 借入金

該当なし

(4) 財政投融資資金の受入れ

該当なし

(5) 国からの補助金等

該当なし

4. 流行初期医療確保措置関係業務の一部の委託を受け、又は流行初期医療確保措置関係業務に関連する事業を行っている一般社団法人又は一般財団法人その他の団体であって、支払基金が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができるもの（以下「関連一般社団法人等」という。）の名称、事務所の所在地、基本財産を有するときはその額、事業内容、役員の数、代表者の氏名、職員数及び支払基金との関係

該当なし

5. 支払基金と関連一般社団法人等との関係の概要

該当なし

6. 支払基金が対処すべき課題

流行初期医療確保措置関係業務の公共的重要性にかんがみ、関係機関との緊密な連携のもとに適正かつ能率的な実施に努める必要がある。

令和6事業年度 決算報告書

1. 令和6事業年度流行初期医療確保措置特別会計収入支出決算書
2. 予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

1. 令和6事業年度流行初期医療確保措置特別会計 収入支出決算書

1. 流行初期医療確保措置勘定

令和6事業年度における流行初期医療確保措置勘定の

収入決定済額は 48,524 千円
であって

支出決定済額は 47,172 千円
であった。

したがって、収入が支出を 1,351 千円
超過した。

また、この勘定の損益計算上の利益は 1,351 千円
であって、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の31第1項の
規定により、 1,351 千円
を、積立金（別途積立金）として整理することとした。

2. 収入支出決算に係る流行初期医療確保措置勘定の各款項の総額を示せば、次表のとおり である。

令和6事業年度流行初期医療確保措置特別会計
流行初期医療確保措置勘定収入支出決算書

[収入の部]

科	目	収入予算額	収入決定済額	収入予算額と収入決定済額との差額	備考
(款) 都道府県事務費収入		千円 48,524	千円 48,524	千円 —	
(項) 都道府県事務費収入		48,524	48,524	—	
(款) 雑収入		1	—	△1	
(項) 雑収入		1	—	△1	
合	計	48,525	48,524	△1	

[支出の部]

科 目	支出予算額	前事業年度の繰越額	予備費使用額	流用増△減額	支出予算現額	支出決定済額	翌年度への繰越額	不 用 額	備 考
(款) 事務取扱費	千円 48,524	千円 —	千円 —	千円 —	千円 48,524	千円 47,172	千円 —	千円 1,351	
(項) 職員諸給与	556	—	—	—	556	556	—	—	
(項) 管理諸費	47,968	—	—	—	47,968	46,616	—	1,351	
(款) 予備費	1	—	—	—	1	—	—	1	
(項) 予備費	1	—	—	—	1	—	—	1	
合 計	48,525	—	—	—	48,525	47,172	—	1,352	

2. 社会保険診療報酬支払基金の流行初期医療確保措置関係業務に係る財務及び会計に関する省令（令和6年厚生労働省令第6号）第13条第2項の規定による予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

令和6事業年度流行初期医療確保措置特別会計予算総則（以下「総則」という。）に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第2条の規定による経費の流用は、行わなかった。
2. 総則第3条の規定による経費の翌事業年度への繰り越しは、行わなかった。